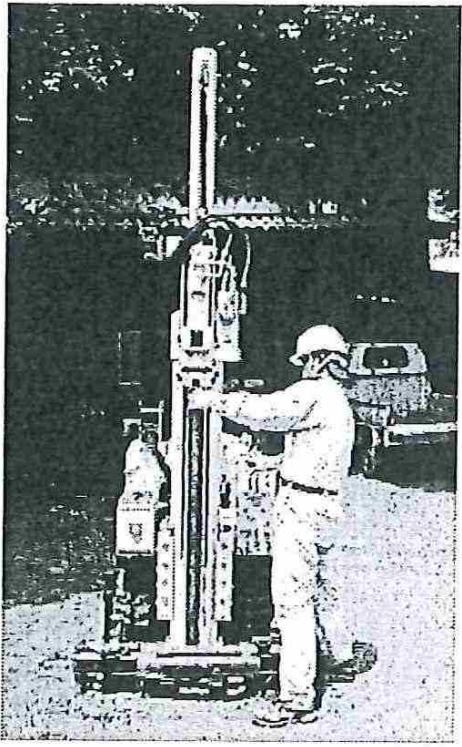
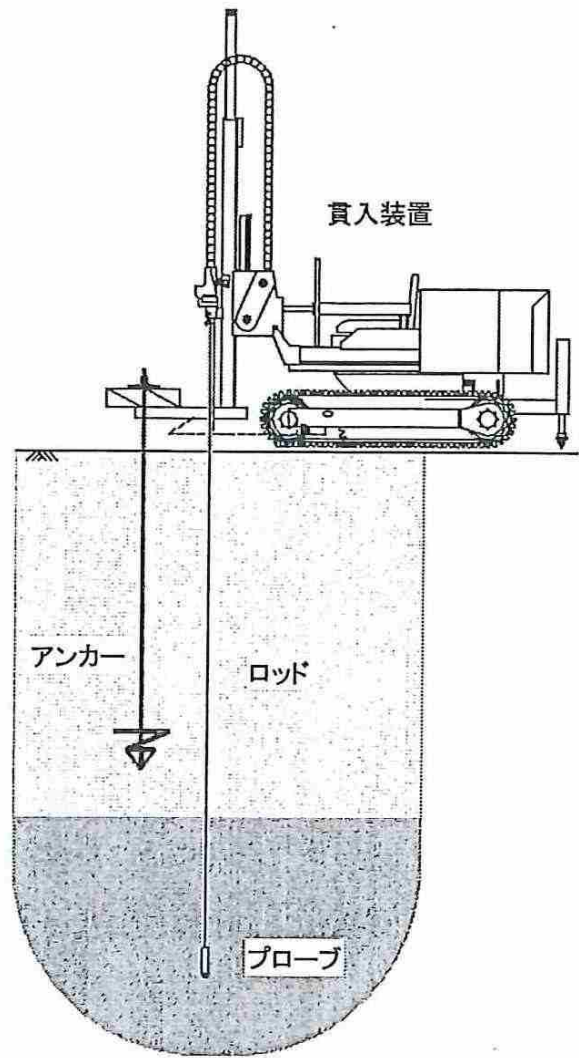


- 周面抵抗  $f_s$
- 間隙水圧  $u$
- 先端抵抗  $q_c$



(CPT 貫入装置)

図 3 CPT 試験のイメージ

### 施工管理チェックリスト(基礎/鉄筋工事)

■総合確認欄

工事名称	確認結果	適合 / 不適合
建築場所	確認日	年 月 日
工事施工者	確認者	印

管理項目	設計仕様・施工管理値 実測結果及び関連書類※	確認日	結果	写真 撮影	特記事項
鉄筋の規格・強度		/	適 / 不適	有 / 無	
鉄筋の加工形状		/	適 / 不適	有 / 無	
鉄筋の組立て方 法		/	適 / 不適	有 / 無	
かぶり厚さ(底盤)		/	適 / 不適	有 / 無	
かぶり厚さ(立上り 部分)		/	適 / 不適	有 / 無	
スペーサーの配 置・個数		/	適 / 不適	有 / 無	
鉄筋の径・本数・ 間隔(底盤)		/	適 / 不適	有 / 無	
鉄筋の径・本数・ 間隔(立上り部分)		/	適 / 不適	有 / 無	
重ね継手の位置・ 長さ		/	適 / 不適	有 / 無	
定着の長さ		/	適 / 不適	有 / 無	
玄関等、立上り切 欠き部分の補強筋		/	適 / 不適	有 / 無	
立上り部分の開 口部の補強筋		/	適 / 不適	有 / 無	
設備配管貫通部 の補強筋		/	適 / 不適	有 / 無	
特殊基礎部分の 配筋状況		/	適 / 不適	有 / 無	
清掃状況		/	適 / 不適	有 / 無	
		/	適 / 不適	有 / 無	

注1) ※欄は、計測を行った場合は実測結果を、関連書類がある場合は図書名称を記入する  
 注2) 不適合となった項目は、速やかに是正し、是正完了日および是正の内容を特記事項に明記する  
 注3) 管理項目は採用する材料・工法に応じて、適宜追加する

図9.3.2 施工チェックリスト (鉄筋工事)

### 施工管理チェックリスト(基礎/型枠工事)

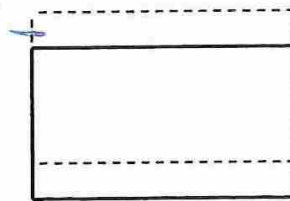
■総合確認欄

工事名称	確認結果	適合 / 不適合
建築場所	確認日	年 月 日
工事施工者	確認者	印

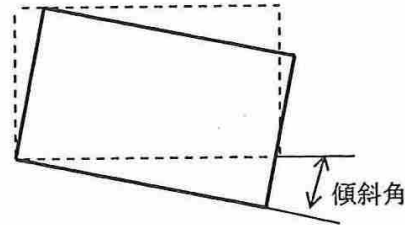
管理項目	設計仕様・施工管理値 実測結果及び関連書類※	確認日	結果	写真 撮影	特記事項
せき板の材質・保 管状況		/	適 / 不適	有 / 無	
支保工の種類・材 質		/	適 / 不適	有 / 無	
基礎の配置(敷地 境界より)		/	適 / 不適	有 / 無	
底盤の形状・寸法		/	適 / 不適	有 / 無	
底盤の厚さ(打設 天端スミの確認)		/	適 / 不適	有 / 無	
立上り部分の配置		/	適 / 不適	有 / 無	
立上り部分の幅・ 高さ		/	適 / 不適	有 / 無	
立上り開口部・切 欠部の位置・寸法		/	適 / 不適	有 / 無	
型枠の固定状況・ すきまの有無		/	適 / 不適	有 / 無	
配管スリーブの位 置・数量		/	適 / 不適	有 / 無	
配管スリーブの固 定状況		/	適 / 不適	有 / 無	
アンカーボルトの 位置・本数		/	適 / 不適	有 / 無	
アンカーボルトの 固定状況		/	適 / 不適	有 / 無	
はく離剤の塗布状 況		/	適 / 不適	有 / 無	
清掃状況		/	適 / 不適	有 / 無	
存置期間		/	適 / 不適	有 / 無	

注1) ※欄は、計測を行った場合は実測結果を、関連書類がある場合は図書名称を記入する  
 注2) 不適合となった項目は、速やかに是正し、是正完了日および是正の内容を特記事項に明記する  
 注3) 管理項目は採用する材料・工法に応じて、適宜追加する

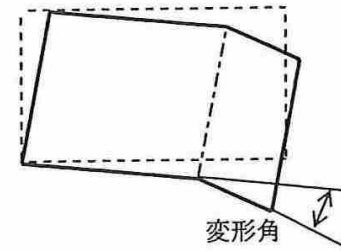
図9.3.3 施工チェックリスト (型枠工事)



a. 等沈下 (傾斜無)  
(ひずみなし)



b. 一体傾斜による不同沈下  
(ひずみなし)



c. 変形傾斜による不同沈下  
(ひずみあり)

図 5.5.8 建物の変形

$S_1$   $\perp$   
 $S_2$   $\perp$

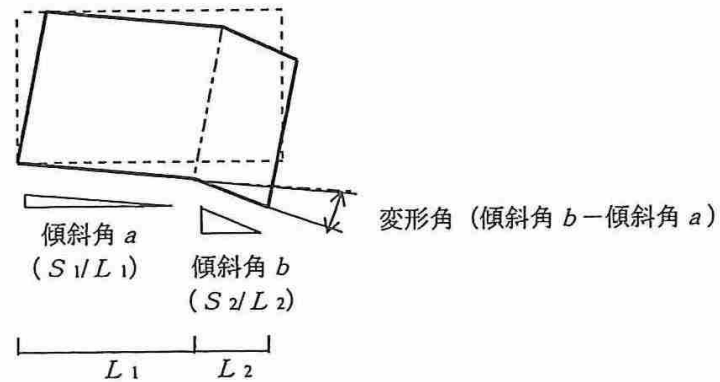


図 5.5.9 傾斜角と変形角

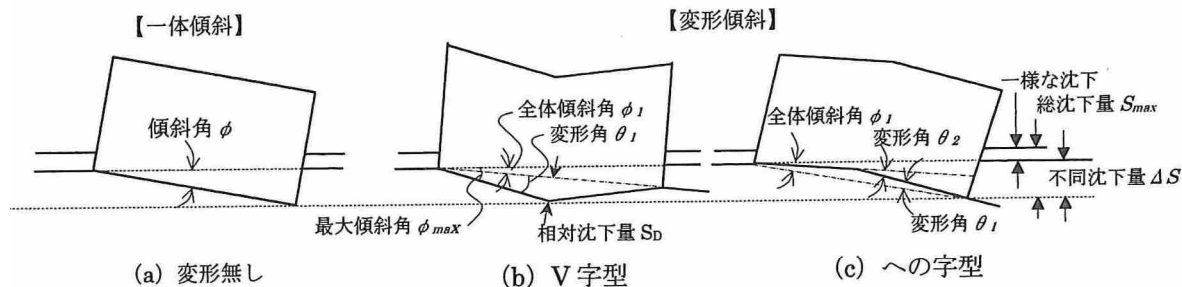


図 10.1.2 沈下傾斜の形状分類

表 10.1.1 傾斜角と機能的障害程度の関係<sup>10.1.2)</sup>

傾斜角	障害程度	区分
3/1 000 以下	品確法技術的基準レベル-1 相当	1
4/1 000	不具合が見られる	2
5/1 000	不同沈下を意識する 水はけが悪くなる	
6/1 000	品確法技術的基準レベル-3 相当. 不同沈下を強く意識し申し立てが急増する	3
7/1 000	建具が自然に動くのが顕著に見られる	4
8/1 000	ほとんどの建物で建具が自然に動く	
10/1 000	排水管の逆勾配	
17/1 000	生理的な限界値	5

表 10.1.2 変形角  $\theta_2$  と損傷程度の関係<sup>10.1.2)</sup>

変形角	損傷程度	区分
2/1 000 以下	損傷が明らかでない範囲	1
2 ~ 3/1 000	建付と内外壁の損傷が 5 割を超え損傷発生が目立つ. 内外壁の損傷は 0.5 mm 程度, 建付隙間 3 mm 程度, 木工仕口隙間 2 mm 以下	2
3 ~ 5/1 000	損傷程度が著しくなる. 基礎亀裂の拡大傾向が見られ, 無筋基礎, 内外壁の損傷が 0.5 mm 程度, 建付隙間 5 mm 程度, 木工仕口隙間が 2 mm を超える	3
5 ~ 8/1 000	多くの損傷発生が 5 割を超え顕著. 有筋基礎でも多くの建物で 0.5 mm を超える亀裂, 内外壁の損傷は 1 mm, 建付隙間は 10 mm を超え, 木工仕口隙間 4 mm 程度以上となる	4
8 ~ 12/1 000	損傷程度はさらに著しくなるが損傷発生率は頭打ち塑性的傾向を示す. 有筋基礎でも 1 mm 程度の亀裂, 内外壁の損傷 2 mm 程度, 建付隙間 15 mm 程度, 木工仕口隙間 5 mm 程度となる	5

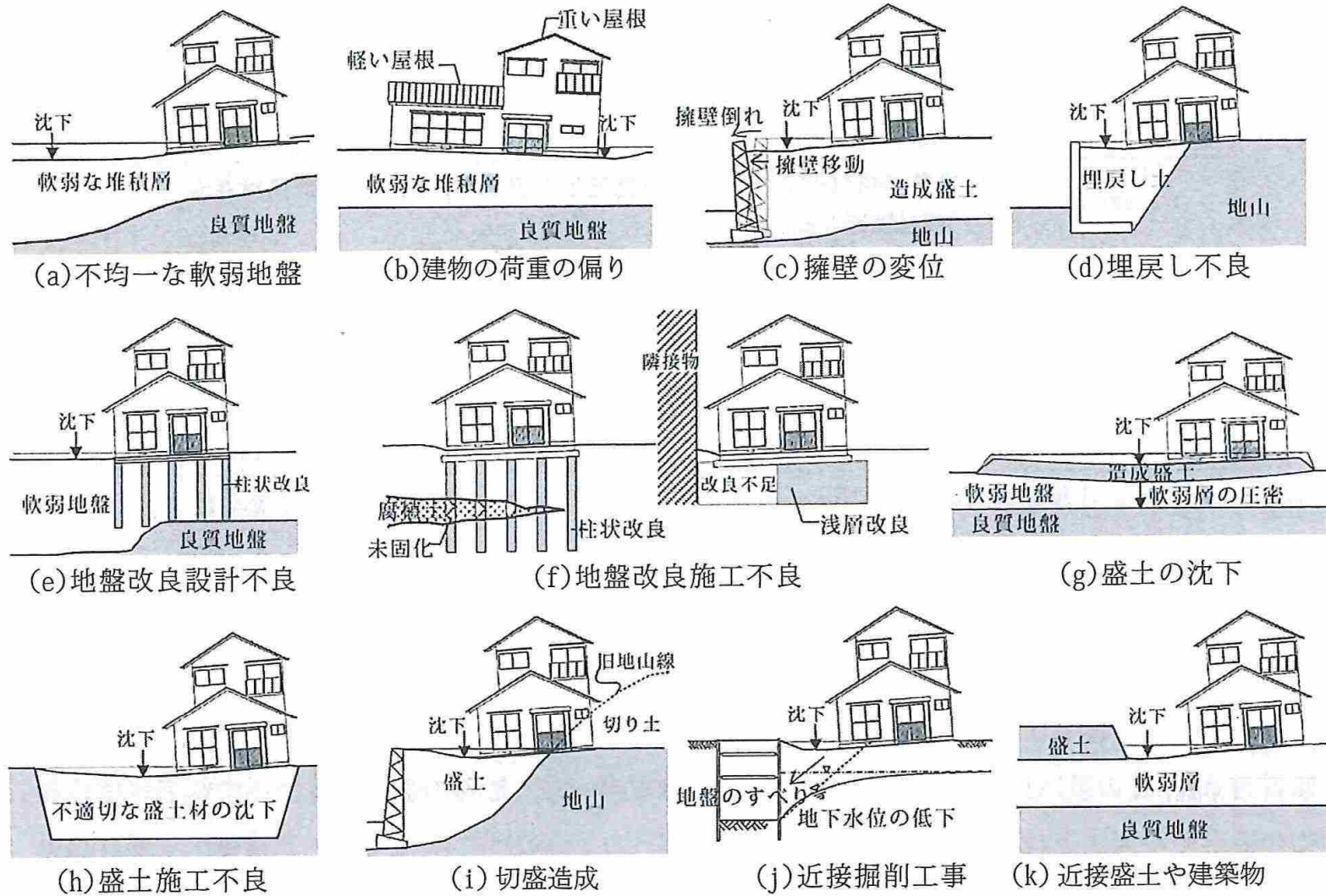


図 10.1.3 不同沈下の原因例

表 10.2.2 小規模建築物の傾斜角と変形角の限界値<sup>10.1.2)</sup>

沈下傾斜量	下限	標準	上限
傾斜角	4/1 000	6 ~ 8/1 000	—
変形角 ( $\theta_2$ )	3/1 000	5/1 000	8/1 000

下限：一部（概ね 2 割程度）の建物で著しい不具合が生ずるレベル

標準：多くの（5 割を超える程度）の建物で著しい不具合が生ずるレベル

上限：大部分の（概ね 7 割程度）の建物で著しい不具合が生ずるレベル

住品協保証事業  
審査制度・沈下修正保険のご案内

地盤プロ集団の審査制度・沈下修正保険

# GS10

グラウンドサポートテン

生産物賠償責任保険  
沈下修正工事に関する特約セット



＜保険契約者＞  
株式会社  
住品協保証事業

不同沈下が生じている建物には  
「沈下修正工事」が必要となります。



鋼管圧入工法



耐圧版工法



鋼管圧入工法



注入工法

正しい「沈下修正工事」が行われないと  
再度不同沈下が発生するおそれがあります！

住品協保証事業の  
沈下修正保険

# GS10

グラウンドサポートテン  
が補償します！

安心  
10年間

物件登録の登録毎に第三者の確認・審査を行い、  
万が一、再度不同沈下が発生した場合に補償します。

# 沈下修正保険とは？

(生産物賠償責任保険—沈下修正工事に関する特約セット)

登録地盤業者<sup>(※1)</sup>による沈下修正工事などの対象業務に起因して、対象建物<sup>(※2)</sup>に財物の損壊が発生し、補償の対象となる方<sup>(※3)</sup>が法律上の損害賠償責任を負担することによって生じる損害に対して保険金をお支払いします。

(※1) 住品協保証事業が所定の審査を実施し、住品協保証事業に登録された沈下修正工事を行う地盤業者をいいます。

(※2) 対象地盤の上に建築済の次の建物をいいます。

① 住居専用戸建住宅 ② 住居専用共同住宅 ③ 店舗併用住宅(住居部分があるもの) ④ 店舗・事務所等  
なお対象建物適用条件についての詳細は別に定めます。

(※3) 次のいずれかに該当する者をいいます。

① 登録地盤業者(役員・使用人、下請負人等を含みます)  
② 対象業務の発注者(建設業者など。ただし対象建物の所有者は除きます)  
③ 株式会社住品協保証事業

## 財物損壊とは

対象業務に起因して対象地盤が不同沈下等することにより、対象建物が住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号)第74条の規定に基づき定められた住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準と同等の不具合事象に該当し、かつ、補修を要する不具合事象として確認されること。

### 参考資料

住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準(平成12年度建設省告示1653号)一部抜粋  
[不具合事象の発生と構造耐力上主要な部分に瑕疵が生ずる可能性との、相関関係について定めたもの主な例]

#### ■床の傾斜に対する瑕疵の存在する可能性

レベル	住宅の種類 (木造住宅、鉄骨造住宅、鉄筋コンクリート造住宅又は鉄骨鉄筋コンクリート造住宅)	構造耐力上主要な部分に 瑕疵が存在する可能性
1	3/1000未満の勾配の傾斜 凹凸の少ない仕上げによる床の表面における2点(3m程度以上離れているものに限る)の間を結ぶ直線の水平面に対する角度をいう。	低い
2	3/1000以上6/1000未満の勾配の傾斜	一定程度存する
3	6/1000以上の勾配の傾斜	高い

注: 建設住宅性能評価書が交付された住宅を対象とした場合。

#### ■基礎のひび割れに対する瑕疵の存在する可能性(湿式の仕上げ材の場合)

レベル	住宅の種類 (木造住宅、鉄骨造住宅、鉄筋コンクリート造住宅又は鉄骨鉄筋コンクリート造住宅)	構造耐力上主要な部分に 瑕疵が存在する可能性
1	レベル2及びレベル3に該当しないひび割れ	低い
2	仕上材と構造材にまたがった幅0.3mm以上0.5mm未満のひび割れ(レベル3に該当するものを除く)	一定程度存する
3	①仕上材と乾式の下地材にまたがったひび割れ ②仕上材と構造材にまたがった幅0.5mm以上のひび割れ ③さび汁を伴うひび割れ	高い

注: 建設住宅性能評価書が交付された住宅を対象とした場合。

## 補償の範囲/支払限度額(ご契約金額)

●被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害のうち、下記の金額を限度に保険金をお支払いします。

**1** 対象建物の  
修復費用(1事故につき)



**5,000万円**

**2** 対象地盤の  
修復費用(1事故につき)



**2,000万円**

**3** 仮住居費用



**50万円**  
(1月につき)

**1 + 2 + 3 合計で5,000万円 限度**

●財物の損壊した場合において、被保険者が支出する下記の金額を限度にお支払いします。

事故現場保存費用および  
事故原因究明費用



**200万円**

訴訟対応費用



**1,000万円**

## 自己負担額

この保険では、1事故ごとに実際に生じた損害額を保険金としてお支払いします。  
(自己負担額、縮小払はありません。ただし支払限度額(ご契約金額)が限度となります。)

## 保険責任期間

沈下修正工事の施工審査完了の日始まり、保険期間(契約期間)の終期または沈下修正工事の引渡日から10年を経過した日のいずれか早い日に終了します。

## 補償されない期間

対象業務を引き渡した日から3ヶ月以内に対象建物に発生した財物の損壊により請求された損害賠償責任は補償されません。  
(ただし、登録地盤業者が破産手続きの開始等の状態となった場合を除きます。)

## 審査料・保険料について

審査制度・沈下修正保険にご加入いただく際には、審査料と保険料が必要となります。審査料・保険料は当月分を翌月上旬に発行する請求書に基づき、翌月末までに株式会社住品協保証事業にお支払いいただきます。

\*審査料の詳細につきましては、株式会社住品協保証事業にお問合わせください。

\*沈下修正保険料の詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。



# 参考文献及びご協力頂いた企業

小規模建築物基礎設計指針(2008)  
(日本建築学会)

ウレテックジャパン株式会社  
担当:川口 太

株式会社 設計室ソイル  
担当:高田 徹

ご静聴ありがとうございました。

